

生物多様性センターにおける情報公開について

環境省生物多様性センターにおいて、自然環境基礎調査等により収集・作成・管理されてきた成果物等は、自然環境行政目的だけでなく研究・他の行政目的等広く利用されるべき資料として、基礎調査開始当時から位置づけられている。これらについては基本的に公開していくことが原則であり、コンピューターネットワークや出版物を通じて情報の提供を行ってきた。

しかしながら情報の内容により公開の制限を行ってきたものもある。

- ・ プライバシーにかかわる個人情報
- ・ 基礎調査の中で公開しないことを前提として提供していただいている情報

これらについては、今後とも公開しない。

- ・ 環境の分布情報で、公開することにより希少種減少などの人為的環境変化の恐れがあるもの

これについては、登録ユーザー制を設けて公開を制限していたが、試行期間を経たので、問題のないものから順次一般公開してゆく。(別添資料4)

今回クリアリングハウスメカニズム構築にあたり、参加機関に登録していただいた自然環境情報について、どの程度公開してゆくかは各機関の判断に委ねられることであるが、なるべく一般公開していく方向で考えたい。